

## 新たな交通施策の実施について

平成8年3月から、交通空白地域の解消、高齢者や障害者の移動に配慮した交通手段等を目的として、市内循環バス「川越シャトル」を運行しているが、今後さらに地域における生活の利便性の向上を図るため、新たな交通施策を実施しようとするものである。

### 1 目的

公共交通機関が充実している市中心部を除いた、市内の交通空白地域における市民の移動支援

### 2 サービス対象地域

市中心部を除き、交通空白地域間の移動、交通空白地域と周辺の交通結節点もしくは主要施設の移動

### 3 対策手法

一般乗合旅客自動車運送事業によるデマンド型交通

### 4 対象者

市民を対象者とする。なお、運行開始後、需要が少ない場合には、対象者を拡大することを検討する。

### 5 運行日

12月29日から1月3日までを除く毎日

### 6 運行時間

運行日の午前8時から午後6時まで

### 7 料金体系

料金を1回500円の定額制とし、未就学児、小学生、高齢者、障害者等については、割引制度を設け利用促進を図っていく。

### 8 実施地区

市中心部を除き、市内を3つの地区に分け、平成30年度中に、地区3の1地区の運行開始を目指す。残りの2地区（地区1・地区2）については、運行開始に関する準備を進め、準備が整い次第、運行を開始する。

地区1…芳野・古谷・南古谷・本庁の一部

地区2…高階・福原・大東・本庁の一部

地区3…霞ヶ関・霞ヶ関北・川鶴・名細・山田・本庁の一部

### 9 車両サイズ・台数

ワゴン車両により各地区1台で運行する。

### 10 今後の見直しについて

持続的に運行可能な交通とすることを前提として、利用状況等を考慮しながら、おおむね2、3年で随時見直しを行い、事業を実施していく。

### 11 その他

(1)精神障害者（児）の介護者料金については、川越シャトルと新たな交通の両事業において、時機を合わせて料金体系の見直しを行えるよう、検討する。

(2)新たな交通は、市民を対象としていることから、市広報やホームページ、さらには地域における説明会等を通じて事業のPRに努め、周知徹底を図る。

## 別途管理している水道料金債権について

### 1 現状の管理について

水道料金債権については、平成15年10月の最高裁判所決定により、私法上の債権とされたことから、民法の規定する債務者側の「時効の援用」がない限り、たとえ時効が完成しても債権は消滅しないこととなった。

このため、時効期間経過後一定期間が経過した債権を、会計上は不納欠損処理し、時効の援用のない債権は放棄せずに別途管理しているものである。

#### 【別途管理債権の状況（平成29年4月1日現在）】

債務者数 9, 244人

債権金額 62, 258, 451円

### 2 現状に至る経緯について

#### (1)平成13年5月

東京高等裁判所において「給水契約は私法上の契約であり、水道料金債権は、民法第173条第1号に該当するため、消滅時効は2年」と判決。

#### (2)平成15年10月

最高裁判所上告不受理により東京高等裁判所判決確定。

#### (3)平成16年11月

総務省自治財政局公営企業課から「水道料金債権の消滅時効について」により法解釈変更の通知。

#### (4)平成17年1月

公益社団法人日本水道協会から「水道料金債権の消滅時効に関するQ&Aの送付について（水協発第1601号）」により事務処理方法等の提示。

#### (5)平成17年4月

不納欠損処理後、時効の援用のない債権について、別途管理する方針を決定。

### 3 今後の方針について

別途管理債権は、ほとんどが「債務者の所在不明」が回収不能理由となっている。

水道法の規定上、給水開始の申し込みに当たり、住民票に記載された住所の提示等を給水条件とすることはできないが、今後は申し込み後、速やかに住民登録情報を確認し、申し込み住所地に住民登録が無い方に対しては、改めて「使用開始届」の提出を求める等、申し込み時点での本人確認の対策を強化していく。

また、所在不明の債務者となる方は、料金滞納による給水停止を繰り返す傾向にあることから、料金を全納できず分納誓約書の提出により開栓する方に対しては、併せて運転免許証等の本人確認ができる書類の提示を求めるなどの対策を進めていく。それでもなお、不納欠損額の縮減効果が見られない場合は、予納金制度の再導入等も含め、対策を検討していく。

なお、累積している別途管理債権については、9000人を超える債務者について再調査を行うため、必要な要員を確保するなど、早急に債権管理のための体制強化に取り組んでいく。

水道料金債権については、地方公営企業会計原則を踏まえ、適正な管理に努めるとともに、別途管理債権については今後、決算資料に添付するなど、適切に報告していく。